

秘 広 第 6 0 号  
令和 2 年 1 2 月 1 7 日

置賜地域労働組合総連合  
議長代行 小 山 通 隆 様  
山形県労働組合総連合  
議 長 勝 見 忍 様

米沢市長 中川 勝

コロナ危機の影響から雇用・中小企業地域経済社会を守る自治体  
キャラバン要請書について（回答）

日ごろ、本市市政に対し特段のご理解とご協力をいただきありがとうございます。令和  
2 年 1 1 月 2 7 日付で受領しました標記要請書について、下記のとおり回答します。

#### 記

- 1 コロナ禍における雇用の維持・拡大、中小企業支援の拡充、地域経済の活性化  
(1) 雇いを維持し、労働条件を改善するとともに働きやすい職場づくりをすすめ、地域  
経済の活性化につなげるため、管内企業に以下の諸事項について働きかけて下さい。
  - ① 正規雇用を拡大すること。
  - ② 労働契約法第 1 8 条などによる無期雇用転換ルールもふまえ、有期雇用労働者の無  
期雇用転換をすすめるなど、雇用の安定を図ること。
  - ③ 企業内の最低賃金を底上げし、時給 1, 000 円を確保し 1, 500 円を目指すこと。
  - ④ パートタイム・有期雇用労働法もふまえ、不合理な格差を解消し、均等待遇を目指  
すこと。
  - ⑤ ジェンダー平等がすべての労働者にとって働きやすい環境につながるものであるこ  
とをふまえ、育児・介護休業法に基づき男女ともに育児・介護休業を取りやすい職場  
環境の整備、セクシャルハラスメントの根絶などに取り組むこと。
  - ⑥ コロナ禍のもと、以下のような諸事情による労働者の休業に際しては、適正な休業  
手当の支払いや傷病手当の手続きを取ること等を前提に雇いを維持し、解雇・雇い止  
め・退職勧奨などは行わないこと。
    - i 事業の縮小
    - ii 雇用する労働者のコロナ感染やその疑い
    - iii 雇用する労働者の家族の感染やその疑い、感染者との濃厚接触など

(回答)

コロナ禍において、本市の雇用状況については、ハローワーク米沢管内の有効求人倍率が、令和2年3月に0.96倍と1倍を切って以降、令和2年8月が0.75倍、9月が0.82倍、10月が0.84倍と、最近は徐々に上向いてきているものの、依然として厳しい状況にあります。

このような状況をふまえ、本市としましても、地域内の雇用維持、職場環境の整備及び労働者所得の向上をはじめとする労働条件の改善が重要であると認識していますので、市内事業所に対して、雇用調整助成金等国の支援策の活用促進、正規雇用の拡大及び各種ハラスメント防止等の周知・啓発に努めていきます。

(2) 介護、保育、障害者福祉など福祉労働について

- ① いのちを守り暮らしを支える福祉職場となるように、専門性を持った職員を常勤で大幅に増やすよう、国に要望して下さい。
- ② 福祉労働者の役割を果たして働き続けられるように、危険手当（コロナ禍に伴うものを含む）の支給も含め、賃金水準を引き上げるよう、国に要望して下さい。
- ③ 上記にかかわって、国の施策の改善が行われるまで、自治体独自の施策を講じてください。
- ④ 福祉職場の不払い労働の解消など、法令遵守に向けて、法人・事業所への啓発・指導を徹底してください。

(回答)

① 福祉部門における職場においては、保健師や社会福祉士、さらに介護支援専門員等の専門職種の常勤雇用が欠かせません。専門職種の確保が難しい近年においては、雇上げ以前に、専門学生への支援や専門職種の養成等について、国や県の制度改正等について注視し、連携を図っていきたくと考えています。

障害福祉サービス事業所については、県の指定を受けて、県条例に則り職員の体制を整えていますので、市の立場としましては、これまで同様、県の指導に協力すると共に、市内事業所の意見要望を県に提案できるよう協力していきます。

- ② コロナ禍における福祉職場の現場では、高齢者の命を守るため、日々目に見えない敵と戦っています。国や県の支援についてその動向を把握し、事業所等に速やかに周知を図っていきます。
- ③ 少子・高齢化を迎え財政状況が厳しい当市にあつては、自治体独自の施策を推進することは難しく、現状維持が精一杯であると認識しています。

④ 介護保険制度における事業所への実地指導等を行った場合、賃金不払い等の不正が発覚した事業所については、速やかに県や関係機関に報告を行い、指導を促していきたいと考えます。

また、事業所職員から、市に対して労働環境や賃金に関する相談があった場合は、速やかに県に相談できるよう協力していきます。

(3) やむを得ず、事業所の倒産や閉鎖、事業の縮小等による解雇・雇い止めや退職勧奨による退職により失業した労働者の実態把握を急ぎ、独自の雇用対策を検討するとともに、県や国に対して必要な支援を求めてください。

(回答)

本市における事業所の倒産や閉鎖及び事業縮小に伴う解雇・雇止めによる失業者の動向については、ハローワーク及び地域商工団体等と連携し、実態把握に努めています。

失業者の雇用対策についても、ハローワーク及び地域商工団体等と連携した就職面談会等を実施していますが、引き続き、県及び国による支援策の動向を注視しながら、新たな雇用支援制度が実施される際には積極的に情報展開を図っていきます。

(4) 最低賃金制度について

国に対し、以下の要請を行ってください。

なお、私たちは、コロナ禍だからこそ下記の要請事項について実現が求められていると考えています。その趣旨につきましては、添付資料「コロナ禍の経済危機だからこそ最低賃金の格差是正と引上げ 中小企業支援の抜本的な強化を求める—日本商工会議所らの「引上げ凍結要望」をふまえて共にたたかう全労連の見解—」をご参照ください。

- ① 全国一律最低賃金制度を確立すること。
- ② 時給 1,500 円以上を目指すこと。

(回答)

山形県の最低賃金は、令和 2 年 10 月に時間額 793 円に引き上げられましたが、依然として東京都 (1,013 円) をはじめとする首都圏の自治体との差は大きなものになっています。

本市においても、労働力人口が減少する中で、地域産業の担い手を確保・定着させていくためには、賃金をはじめとする労働条件の改善が必要であると考えていますので、全国一律最低賃金制度への移行について今後も国の動向を見守り、注視していきます。

(5) 中小企業支援について

国に対し、以下の要請を行ってください。

- ① 業務改善助成金は申請要件を緩和し、手続きを簡略化すること。

- ② 現在の業務改善助成金は、申請前に一定の賃上げを行える事業所だけが申請できるものであり、これが多くの事業所にとって大きな制約となっていることから、前渡しができる制度を創設すること。
- ③ 持続化給付金、雇用調整助成金などコロナ関連の支援を拡充し継続すること。

(回答)

厚生労働省及び経済産業省で実施している「業務改善助成金」、「雇用調整助成金」、「持続化給付金」等の中小企業支援に係る助成金については、本市事業所及び個人事業主等に積極的に広く情報展開することで活用を促進しています。

現在、当該助成金等については、申請要件の緩和、手続きの簡略化及び支援内容の拡充等が国により進められていますので、今後も国の動向を見守り、注視していくとともに、ハローワーク、地域産業団体及び県と連携を図ることで、国の各種中小企業支援制度の周知に努めていきます。

(6) 消費税はただちに5%に減税するよう国に求めてください。

(回答)

本市においては、企業訪問及び各種アンケート調査等により、昨年10月に施行された消費税率10%が住民や中小零細企業、自営業者等にどのような影響を与えているか調査し実態把握に努めています。

今後も国の動向を見守りながら、消費増税に伴う地域への影響を引き続き注視していきます。

(7) 自治体で働く人たちの雇用の安定、人間らしい働き方の促進および会計年度任用職員制度について

1. 自治体職員は、コロナ禍中にあっても住民サービスの維持につとめ、場合によっては感染リスクと隣り合わせで、あるいは、コロナ禍による特別の負担を強いられて働いています。このことをふまえ、以下について要請します。

- ① 人事院は一時金についてマイナス勧告をしましたが、マイナス支給はしないで下さい。
- ② 仮に人事院が本俸についてもマイナス勧告をしたとしても、本俸を減額しないで下さい。

(回答)

給与制度の改定については、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告の内容、国、山形県及び県内他市の状況等を勘案して対応していきたいと考えています。

2. 会計年度任用職員制度が2020年4月1日に施行されました。全国同様に県内の自治体で働く臨時・非常勤職員も年々増加し、その存在なしには自治体行政は1日たりとも運営出来ないと言っても過言ではありません。

会計年度任用職員制度については、住民の安全・安心を守ること、公務公共サービスの拡充・向上、臨時・非常勤職員の低賃金・不安定雇用の解消に資することが重要であると考え、昨年度の自治体キャラバンでも10項目の要請をしました。その回答も踏まえ、10月中に御願ひした実態調査の回答も勘案し、法改正の趣旨や付帯決議「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について」（令和元年12月20日総務省公務員課長通知）をもとに、以下について要請します。

- ① 希望する者は、公募によらない選考で再度の任用をおこなうこと。公募の場合にあつては、履歴書提出や面接など簡易な選考とすること。明確な根拠のない「公募によらない再度の任用回数の制限」は、行なわないこと。
- ② 初任給の格付けを正規職員の高卒・その他採用以上とすること。
- ③ 職の責任や資格・免許に、ふさわしい級に格付けすること。
- ④ 給料表改定は、正規職員と同様に行い、昇給（再度任用時の経験加算）は、年4号給とすること。
- ⑤ 期末手当の支給要件月数は、勤勉手当相当を含んだものとし、少なくとも正規職員の期末手当相当月数以上とすること。支給要件は、週15.5時間以上勤務を絶対とせず、職務の内容・勤務の形態を踏まえたものとする。
- ⑥ 特殊勤務手当など職務関連手当を、正規職員と同じく支給すること。
- ⑦ 年次有休休暇は、正規職員との均衡から年間20日とし、採用時から付与すること。取得単位は正規職員と同様とし、残日数は繰り越すこと。
- ⑧ 私傷病にかかる特別休暇は、正規職員との均衡から有給とし、90日を上限とし、インフルエンザ等に罹患した場合は、有給の私傷病休暇で療養出来るようにすること。
- ⑨ 国の非常勤職員で有給化されている結婚休暇・忌引休暇・夏季休暇について、速やかに有給休暇とすること。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症のみならず、新たな感染症に罹患して入院する場合やPCR検査などを受け、自宅待機を要請された場合の特別休暇（有給）制度を設けること。

（回答）

- ① 国等の制度を考慮して検討しています。
- ② 初任給の格付けは、高校卒業程度を基準としています。
- ③ 資格・免許が必要となる職には、それに見合った格付けをしています。

- ④ 給料表の改定につきましては、一般職員と適用の時期は異なる場合があるものの、一般職員と同様に給料表の改定を行う予定です。また、昇給につきましては、一定基準までは年4号級昇給します。
- ⑤ 国等の取扱等を参考に検討しています。
- ⑥ パートタイム会計年度任用職員は、報酬（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当を含む。）、期末手当及び通勤手当に相当する額として費用弁償を支給し、フルタイム会計年度任用職員は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当を支給します。
- ⑦ 年次有給休暇については、別に基準を設けて付与しています。また、残日数については、繰越を行っています。
- ⑧ 私傷病に係る特別休暇は90日を上限としており、インフルエンザ等に罹患した場合、有給である私傷病に係る特別休暇を取得できます。
- ⑨ 結婚休暇・忌引休暇・夏季休暇については、有給の特別休暇としています。
- ⑩ 国等の制度を考慮し検討します。

## 2 感染抑止にむけた医療・検査体制の拡充

- ① 医療機関をはじめ、介護・障害者施設、保育施設の従事者や学校教職員など、PCR等の検査の社会的必要性の高い分野の関係者が症状の有無に関わらず受けられるよう検査体制を強化して下さい。  
検査費用は自治体負担をなくし、全額国庫負担でまかなうよう国に要望して下さい。
- ② 冬の感染拡大に備え、管内にコロナ感染者の受け入れ病院がある場合、ベッド数の確保や人口呼吸器の配備など、医療提供体制を十分に整備し、住民の命と健康を守るため力を尽くして下さい。
- ③ コロナ感染者の受け入れ病院であるか受け入れない病院であるかを問わず、コロナの影響により減収となった医療機関に対する財政支援を国に要望して下さい。
- ④ 感染者をはじめ病院や施設等の従事者などに対するいわれのない差別的言動が見られます。こうした差別を根絶するため、地域住民に対し、新型コロナに関する科学的な知見にもとづく対処のあり方を周知・普及するよう努めて下さい。

## (回答)

- ① 陽性者を早期に発見・対応することにより感染拡大を未然に防止することを目的として実施した自費によるPCR検査に対し、助成を行っている自治体があることについては、承知しているところです。

このような助成制度について、置賜保健所とも協議した経過がありますが、現在、山形県でのPCR検査は濃厚接触者と特定された方、発熱・咳の症状のある方、さらには、陽性者が発生した場合において濃厚接触者以外でも感染拡大防止のため幅広に行う検査については、行政検査として無償でPCR検査を行うこととしています。

このことから、身近に陽性者が発生した場合などにおける、個人の不安感の軽減・解消を目的とした自費によるPCR検査に対し、本市ではその助成について、検討していないところですのでご理解願います。

- ② 本市を含む置賜地域の感染症指定医療機関は公立置賜総合病院となっています。

なお、米沢市立病院では感染症専用の病棟や隔離病棟を整備しておらず、感染症の指定医療機関でもありませんので、重症者の受入れは想定していませんが、仮に新型コロナウイルス感染のパンデミックが起きた場合等は、県の指示のもと適切な医療の提供を行うこととしています。

- ③ 医療機関に対する財政支援の要望については、全国の様々な団体から要望書が提出されていますが、本市としましても全国市長会などを通じ、機会を捉え財政支援の要望をしていきたいと考えています。

- ④ 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

感染に対する差別や偏見は絶対にしないよう広報やホームページ、SNSなどを活用し、市民に対し呼びかけを繰り返し行っていきます。

### 3 高齢者の社会的孤立を防ぐ対策

- ① 高齢者はコロナの感染を懸念して自宅にこもるなど、孤立しがちになります。こうした状況を重視し、特に独居老人の見守りや感染防止対策を徹底した住民の交流の機会を設けるなどの施策を検討して下さい。
- ② 高齢者の運転免許証の返納が推奨されていることも考慮し、地域循環バスの運行やタクシー代助成などの外出支援に取り組んで下さい。少なくとも、買い物や病院への通院に支障が生じないような施策を実施して下さい。
- ③ 加齢性難聴の高齢者は、社会参加が困難になりがちです。高齢でも心身ともに健やかに生活できるよう、また認知症予防、健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながる補聴器購入への助成を検討して下さい。

## (回答)

- ① 本市では、高齢者がいつまでも健康でいきいきと元気に活動できるよう様々な事業を実施しており、また、独居老人を見守るための支援事業や通いの場を通じて地域との交流拡大に努めてきました。

しかし、今般のコロナウイルス感染拡大に伴い、高齢者福祉に係る事業の縮小や開催を延期または中止している現状にあることから、関係機関と連携して感染予防対策を徹底し、早期に事業の再開・拡充に努めていきます。

- ② 自家用自動車への依存の高まりや人口減少・少子高齢化の進展等により、公共交通利用者が減少し、地域公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、利便性の高い公共交通を維持・確保し、利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築することが本市の喫緊の課題となっています。

そのような中、本市では、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し、持続させることを目的とした本市の公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を今年度から2ヶ年をかけて策定することとしています。

計画の策定にあたり、まずは、アンケート調査やバス乗降調査など様々なデータを収集・分析するとともに、ワークショップの開催など住民参加の手法も取り入れながら、公共交通が直面している状況や問題点を明らかにし、本市における公共交通に求められるニーズと解決すべき課題を整理していきます。

今後、これらの基礎調査により明らかにされる地域の現状や課題、需要予測等をもとに、本市の望ましい地域公共交通のあり方につままして、検討していきたいと思えます。

- ③ 加齢性難聴の高齢者に対する補聴器購入への助成については、機器に対する理解不足によるトラブルや、使用する場所などの違いによって期待ほどの効果がないケースもあると認識しています。

今後、購入補助を予定している自治体から、申請要件や実績、効果及び評価について情報収集を行い、高齢者の質の向上や介護予防に資するための有益な選択肢と成り得るのか、判断する必要があるものと考えています。

## 4 相次ぐ自然災害から住民のいのちと暮らしを守る対策

(1) 被災者生活再建支援法を次のように改善するよう国に求めて下さい。

- ① 全壊家屋の再建の場合、現行では最大300万円支給されますが、建築資材や人件費等の高騰により困難であるため、500万円に引き上げること。
- ② 半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を緩和すること。
- ③ 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。



(回答)

令和2年7月の大雨により、県内でも多くの住家被害が発生していることから、現在、県において被災者の生活再建支援制度のあり方について調査・検討を進めています。

国では、被災者再建支援法による支援制度を設けていますが、制度の適用要件を満たさないため、被災しても支援を受けられない状況が見られます。本市においても、被災者が通常の生活を取り戻すためには、生活再建資制度の適用要件の拡大は必要不可欠であると考えており、全国知事会と共に被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大することを国に求めています。

(2) 避難所を、人間らしい生活の維持とプライバシーが守られる住環境とするよう努めて下さい。また、災害時に高齢者や障害者の避難所への誘導が円滑に行われる対策の強化および高齢者・障害者が避難生活を維持できる環境整備に取り組んで下さい。

(回答)

本市においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、4部屋タイプ避難所用パーティション100個(400室)、ダンボールベッド300個、キャンピングベッド228個、サーキュレーター40台等を備蓄品として購入しており、これらにより、生活の維持とプライバシーが守られる住環境に努めます。

また、本市は福祉避難所や旅館ホテルへの受入れに関する災害協定を締結し、配慮を要する高齢者・障がい者等が安心して避難できる環境を整えていますので、災害時に実効性のある避難ができるよう市民に対して周知していきます。

災害時に高齢者や障がい者の避難所への誘導が円滑に行われる対策の強化については、国のワーキンググループが取りまとめた「避難行動要支援者名簿」に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐ対策や、「個別計画」を作成するために福祉関係団体や地域の鍵となる人や団体との連携等が求められていますので、今後取り組んでいきたいと考えています。

(3) 7月豪雨災害やこの数年間の災害の被害状況をふまえ、河川管理について次の事項を求めます。

- ① 豪雨災害のたびに、各地で内水被害が起こります。これを重視し、国・県とも連携して内水対策を強化して下さい。
- ② 国・県とも連携し、最上川からのバックウオーターの発生や越水被害などに対する対策を強化して下さい。
- ③ 支障木撤去、浚渫など継続的な維持管理を行って下さい。そのための予算確保を国・県に要望して下さい。

(回答)

- ① 本年7月28日からの大雨では、最上川中流域が氾濫しており、私たちの生命や暮らしが脅かされる事態が身近に迫っています。被害が少なかった本市においても、今後、風水害被害が発生する恐れがあります。

そのため、本年4月には、いずれ起こるかもしれない様々な災害に対して、浸水想定区域、土砂災害警戒、防災情報を記載した「防災マップ」を全戸に配布したところですが、河川の氾濫に加え、大雨時には、内水の排水能力を超えた水が溢れ、内水被害の発生が懸念されます。

国土交通省は、全国各地で内水氾濫が起きたことを受けて、全ての自治体に対し、浸水想定区域を示した「内水ハザードマップ」の作成を進めるよう通知し、また、作成の手引きを周知するなどして支援を行うとのこと。本市でも国・県の動向に注視し、関係部署と協議しながら、マップの作成について検討していきたいと考えています。

- ② 市では、国（東北地方整備局）に対し、治水事業予算の確保並びに適正な河川管理や一級河川最上川河川改修事業の早期着工、最上川上流支川（県管理区間）の改修事業の推進等の内容の要望書を提出しています。今後も引き続き、国や県に対し、対策強化のための要望活動を行っていききたいと考えています。

- ③ 市としては、今後も引き続き河川管理者である国や県に対して、地元の要望や情報を共有しながら、支障木撤去や浚渫など、継続的な維持管理に努めていただくよう要請をしていきます。

なお、支障木伐採について、国の山形河川国道事務所では、支障木対策として河川区域内に繁茂する樹木の伐採を公募により希望者を募り、伐採を進めて行く「公募型樹木採取」に取り組んでおり、今年度から来年度にかけて下新田地区で樹木採取者の公募を行っているところです。

山形県では、平成29年3月に河川流下能力向上計画を策定し、毎年、堆積土除去や支障木伐採を実施しており、令和元年度から、公募伐採の期間を10年とした「最上川官民連携プラットフォーム事業」も進められ、伐採希望者の募集を行っている状況です。

(4) 被災した中小業者や農林水産業への支援のため、次の事項を求めます。

- ① 事業が継続できるよう、災害に対応した給付金制度の創設、税・社会保険料、公共料金の減免措置や状況に応じた延長を国に要望して下さい。
- ② 農地の復旧、農業用ハウスの再建、農業用機械の修理等に対する支援など、事業者が廃業することなく事業の再開に踏み出せる対策に取り組んで下さい。

**(回答)**

- ① 自然災害発生時に、地域中小事業者が事業を継続していくためには、各種給付金制度、税・社会保険料、公共料金の減免措置等の各種支援が非常に重要になると認識しています。

また、中小企業庁をはじめとする国の支援策に、自然災害及び倒産対策、事業継続計画（BCP）等により地域中小事業者の経営安定化を推進するための各種補助事業等がありますので、県や地域商工団体等と連携し積極的に周知していきます。

- ② 近年は自然災害が毎年のように発生しており、農業への様々な影響が懸念されます。本市では、県や関係機関と連携して迅速な被害状況の把握に努めるとともに、被害の内容に応じて災害復旧事業や各種支援事業を活用しながら、早期の復旧支援を推進しています。

今後も自然災害に対する農業者の負担の軽減を図り、早期に営農再開ができるよう支援していきます。

- (5) 上記(1)(2)(3)(4)に伴い必要となる工事が滞りなく行えるよう、建設業などの事業主への支援、建設業に従事する専門職の育成、賃金・労働条件の改善による労働者の確保等に必要な施策を講ずるよう、国に求めるとともに、自治体独自の施策も講じてください。

**(回答)**

少子高齢化が進む現在、災害時の迅速な対応だけでなく、インフラの維持管理や冬期間の除排雪など、「地域の守り手」である建設業の担い手確保が重要であることから、国や県の指導の下、建設業の適正な労働環境の確保に資するよう取り組んでいます。

例えば、「施工時期の平準化」ですが、公共工事については、年度初めに工事量が少なく、年度半ばから後半にかけて工事量が多くなる傾向があることから、施工時期を平準化することにより、年間を通じた安定的な工事の実施による経営の安定化、繁忙期への工事集中を回避することによる長時間労働の是正や休日の確保等の処遇改善などの効果が期待されます。

また、公共工事の受注者に対する資金繰り支援を図るため「受注者が前払金や部分払等によってもなお資金が不足する場合、発注者は、請負代金債権の譲渡について、原則として承諾しなければならない。」と建設工事請負契約約款の改正も今年度行ったところですが、建設業における週休2日の促進やダンピング対策の見直しなど課題も多いことから、国や県と連携を図りつつ、時機を失することなく対応していきたいと考えています。

**5 食の安全、地域経済の振興につながる農業政策**

以下について、国に要請するとともに、自治体独自の施策も検討・実施して下さい。

- ① 新型コロナ禍において、食の安全・安心、安定供給のため、国連が推進する「家族農業の10年」を成功させる農政を確立し、食料自給率の向上をめざすこと。
- ② 学校給食に地元産の新鮮で美味しく安全な米、農畜産物および水産物を提供すること。輸入小麦の多くにグリホサート（除草剤の収穫前散布）が残留しており、健康影響が心配されている。地元の小麦・大豆生産を振興し、学校給食で使用する。給食の無償化を実施すること。
- ③ 低農薬・低化学肥料栽培、環境直接支払いへの支援を拡充すること。中山間地等直接支払い、多面的機能支払いを拡充すること。
- ④ 水田による飼料米、WCS、飼料作物生産を進め、耕畜連携を振興すること。

(回答)

- ① 本市の農業経営体のほとんどは家族経営体であり、家族農業経営が本市農業に果たしている役割は非常に重要なものとなっています。本市ではこれまでも認定農業者などの担い手農業者を中心に、各種支援事業をとおして農業経営の安定や発展に向けた取組を支援してきたところです。

新型コロナ禍による農業への様々な影響が懸念されている中で、安全、安心な食料生産が必要でありますので、生産拡大につながる支援を推進し、食料自給率の向上にも寄与していければと考えています。

- ② 学校給食における食材の安全性については本市でも大切な事項として捉え様々取り組んでいます。

米に関しては、地元産のおいしい米を食べてもらうため、市で補助を行い米沢産はえぬきを提供しています。

農畜産物及び水産物については、「安全な食品や新鮮で安価な出盛り期食品を利用すること」「地場産出の食品をできるだけ利用すること」という方針のもと献立を作成しており、実際の食材の発注の際には地元産を最優先に納入してほしいと納入業者にお願いし納入してもらっているところです。

地元産小麦・大豆製品については、県産小麦を使ったパンや、県産の青畑豆やうち豆なども使用しています。

給食の無償化については、経済的に困窮している家庭に対して就学援助の中で給食費を補助しています。

- ③ 本市では、環境保全型農業直接支払事業、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業に取り組んでいる団体に対し、国、県と一体となって支援を行っています。

今後も要望に応じて対象面積を拡大するなど、取組内容の充実を図りながら引き続き支援していきます。

- ④ 米は本市の基幹作物であり、需要に応じた主食用米の生産のためには、高収益な転作作物の作付けを推進することが重要であり、水稻と同様の管理で作付けできる飼料用米やWCSは取り組みやすいものと考えています。

中でも、畜産業における農業産出額が多い本市にとって、耕種農家と畜産農家による耕畜連携は必要な取組でありますので、今後も資源循環型農業を推進していきます。

## 6 安全・安心で持続可能なエネルギー対策

国に対し、原発や石炭火力発電への依存政策を改め、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー政策への転換を求めるとともに、地域資源を生かした自治体独自のエネルギー振興政策を検討して下さい。

(回答)

山形県が策定した「山形県エネルギー戦略」では、目指すべき本県の姿として、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー供給基盤の整備を掲げており、また、「置賜定住自立圏共生ビジョン」の中でも、置賜全体としての再生可能エネルギーの導入促進に向けた事業を推進していくこととしています。

今後は、山形県や近隣市町と連携しながら、置賜全体での再生可能エネルギー導入の可能性等について検討していきたいと考えています。

## 7 国立大学法人の運営費交付金とアルバイト学生の権利擁護について

国立大学は学問研究の場であると同時に、地域で活躍する人材の育成・地域の企業との共同・社会教育その他を通じ、地域社会・地域経済にも貢献しています。規模が大きいだけに、地域の雇用の場としても重要な存在です。しかし国はその基盤的経費である運営費交付金を毎年削減しており、国立大学の運営に重大な悪影響を与えています。

またコロナ禍中において学生が経済的に困窮する例が多くみられますが、背景にはアルバイト先における諸問題もあります。

以上をふまえ、以下について要請します。

- ① 国に対し、国立大学の基盤的経費となる運営費交付金の削減を止め、必要な増額を行うよう要請して下さい。なおこれについて、昨年までも同様の要請をして参りましたが、その後国への働きかけやその回答・対応などがありましたらご教示ください。
- ② 学生がブラックバイトの被害に合わないよう、管内の大学や労働局などとも連携し、管内企業に法令遵守を求めるとともに、労働者の権利や相談機関の紹介等、学生への支援を検討・実施して下さい。

(回答)

- ① 本市に立地している山形大学工学部は、開校から100年を超える歴史ある大学として、これまでの間、多くの有為な人材を各界に輩出するとともに、地域産業の振興や教

育・研究分野において大きな役割を果たしていること、特に現在進められている有機エレクトロニクスの研究拠点づくりをはじめとした、未来につながる科学技術の研究開発などは、本市の活性化のためには不可欠なものであり、地域からも大きな期待が寄せられていることから、同大学が、国内有数の工学・技術系学部として更なる発展をするため、米沢キャンパスにおける教育研究機能の整備充実について本市の重要事業として文部科学省や山形県等に要望を行っているところです。

引き続き、大学の安定運営に資する機能充実について要望を行っていきます。

- ② 本市には現在、山形大学工学部、県立米沢女子短期大学及び県立米沢栄養大学の3つの大学が設置されており、学問研究の場であると同時に、雇用の場としても重要な存在となっています。

従いまして、労働諸法制の遵守等につきましては、山形労働局と連携し市内企業に対して周知・啓発に努め、労働環境の適正化に努めていきます。

特に若者にとって労働基準関係法令を遵守した企業への就職は、定着につながり、ひいては本市の労働力人口の確保につながることから、非常に重要であると考えていますので、労働局等の公表する情報を今後も注視し、現状を把握することに努めるとともに、市内企業に対して、働きやすい職場環境づくりに向けた労働法制の遵守について周知・啓発に努めていきます。

秘書広報課 広報広聴係

TEL 22-5111 (内線 3002)